

介護老人福祉施設

1 事業概要

要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、入浴・排せつ・食事等の介護等日常生活の世話や機能訓練、健康管理、療養上の世話を行う施設

2 人員、設備基準の概要

(1) 人員基準

職 種	員 数 ・ 資 格																
医 師	健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数（非常勤可）																
生活相談員	<p>1人以上                      ※ 入所者の数が 100 又はその端数を増すごとに 1人以上                      ※ 常勤でなければならない</p> <p>【資格】社会福祉主事任用資格、社会福祉士、精神保健福祉士又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者</p>																
介護職員 又は 看護師 若しくは 准看護師	<p>・ 常勤換算方法で入所者の数が 3 又はその端数を増すごとに 1人以上                      ・ 看護職員の 1人以上は常勤</p> <p>【看護職員】</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">入所者数</th> <th style="width: 50%;">必要数 (常勤換算)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30人以下</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>31人以上 50人以下</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>51人以上 130人以下</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">130人超は、50 又はその端数を増すごとに 1人を加えた数</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 入所者数は前年度の平均値（新規に指定を受ける場合は、入所定員の 90%とする）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-start;"> <div style="width: 45%;"> <p>【ユニット型】</p> <table border="1" style="border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 15%;">昼 間</td> <td style="width: 85%;">ユニット毎に常時 1人以上</td> </tr> <tr> <td>夜 間</td> <td>2ユニット毎に 1人以上</td> </tr> <tr> <td>ユニット毎</td> <td>常勤のユニットケアリーダー配置</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ ユニットケアリーダー研修受講者 2 名以上配置(但し 2 ユニット以下の場合 1 名で可)</p> </div> </div>	入所者数	必要数 (常勤換算)	30人以下	1人	31人以上 50人以下	2人	51人以上 130人以下	3人	130人超は、50 又はその端数を増すごとに 1人を加えた数		昼 間	ユニット毎に常時 1人以上	夜 間	2ユニット毎に 1人以上	ユニット毎	常勤のユニットケアリーダー配置
入所者数	必要数 (常勤換算)																
30人以下	1人																
31人以上 50人以下	2人																
51人以上 130人以下	3人																
130人超は、50 又はその端数を増すごとに 1人を加えた数																	
昼 間	ユニット毎に常時 1人以上																
夜 間	2ユニット毎に 1人以上																
ユニット毎	常勤のユニットケアリーダー配置																
栄養士又は 管理栄養士	<p>1人以上                      ※ 入所定員が 40 人を超えない場合で他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士と連携し、効果的な運営が可能な場合であって、入所者の処遇に支障がないときは置かないことができる</p>																
機能訓練 指導員	<p>1人以上 ※ 当該施設の他の職務に従事することができる</p> <p>【資格】理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師は理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で 6 月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る）の資格を有する者</p>																
介護支援 専門員	<p>1人以上（入所者の数が 100 又はその端数を増すごとに 1人を標準）                      ※常勤専従 1人以上（但し利用者の処遇に支障がない場合は他の職務に従事可）</p>																
管 理 者	<p>常勤専従 1人                      ※ 管理業務に支障がない場合、当該施設の他の職務又は同一敷地内の他の事業所、施設の職務に従事可                      ※ サテライト型居住施設の本体施設の場合には、管理業務に支障がない場合、当該サテライト型居住施設の管理者又は従業者としての職務に従事可                      ※ 社会福祉法第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当する者（社会福祉主事）若しくは、社会福祉事業に 2 年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者。（創設法人等にあつては施設長資格認定講習会の課程を修了した者）</p>																

(2) 設備基準

設 備	面 積 等
居 室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則として1人 (ただし、地域の実情等を踏まえ、県知事が必要と認めた場合は4人を上限とする。)</li> <li>・ 1人当たりの床面積は10.65㎡以上(内法)</li> <li>・ ブザー又はこれに代わる設備を設けること</li> <li>・ 寝台又はこれに代わる設備*</li> <li>・ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること*</li> <li>・ 床面積の14分の1以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること*</li> <li>・ 入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えること*</li> <li>・ 地階に設けないこと</li> </ul>
食 堂	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用定員×3㎡以上であること(内法)</li> <li>・ 食事の提供及び機能訓練に支障がない広さを確保できるときは同一の場所とすることができる</li> <li>・ 必要な備品を備えること</li> </ul>
機 能 訓 練 室	
浴 室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要介護者が入浴するのに適したもの</li> <li>・ 居室のある階ごとに設けるのが望ましい*</li> </ul>
便 所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ブザー又はこれに代わる設備を設け要介護者が使用するのに適したもの</li> <li>・ 居室のある階ごとに居室に近接して設けること</li> </ul>
洗 面 設 備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要介護者が使用するのに適したもの</li> <li>・ 居室のある階ごとに設けること</li> </ul>
医 務 室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療法に規定する診療所とすること</li> <li>・ 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器、必要に応じて臨床検査設備を設けること</li> </ul>
静 養 室	<p>介護職員室又は看護職員室に近接して設けること (ユニット型施設の場合は、設けなくてもよい)</p>
面 談 室 *	<p>(ユニット型施設の場合は、設けなくてもよい)</p>
介 護 職 員 室 *	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 居室のある階ごとに居室に近接して設けること*</li> <li>・ 必要な備品を備えること</li> </ul> <p>(ユニット型施設の場合は、設けなくてもよい)</p>
看 護 職 員 室 *	<p>(ユニット型施設の場合は、設けなくてもよい)</p>
調 理 室 *	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること*</li> <li>・ 食器、調理器具等を消毒する設備、食器、食品等を清潔に保管する設備並びに防虫及び防鼠の設備を設けること*</li> </ul>
洗 濯 室 又 は 洗 濯 場 *	
汚 物 処 理 室 *	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他の設備と区別され、換気及び衛生管理等に十分配慮した一定のスペースを有すること*</li> <li>・ 居室、静養室、食堂及び調理室から十分離して設けること*</li> </ul>
介 護 材 料 室 *	

必要な設備備品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐火建築物であること (入所者の日常生活の場が2階以上又は地階でない場合等は、準耐火建築物で可)</li> <li>・ 居室、静養室、食堂、浴室及び機能訓練室(以下「居室、静養室等」という。)は、原則、3階以上の階に設けてはならない*</li> <li>・ 廊下の幅は1.8m以上、中廊下の幅は2.7m以上 (廊下幅は内法、手すりの内側の有効幅)</li> <li>・ 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること</li> <li>・ 廊下及び階段には手すりを設けること*</li> <li>・ 階段の傾斜を緩やかにすること</li> <li>・ 居室、静養室等が2階以上の場合はエレベーター又は傾斜路を設けること</li> <li>・ 消火設備その他非常災害に際して必要な設備を設けること</li> </ul>
---------	---

※特別養護老人ホームの認可基準のみに規定がある設備基準

【ユニット型の設備基準 (ユニット型固有の基準)】

設 備	面 積 等
居 室	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 60%;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 個室 ※ 夫婦等で居室を利用する場合等は2人可。</li> <li>② 面積は10.65㎡以上。 ※ 洗面設備を含み、便所部分は除く。 ※ ①の2人部屋の場合は21.3㎡以上。</li> <li>③ 共同生活室に近接して一体的に設けていること。</li> <li>④ ユニットの利用定員は概ね10人以下とし、15人を超えないものとする。</li> </ul> </div> <div style="width: 35%; border-left: 1px dotted black; padding-left: 10px;"> <p>《準個室(左記に追加)》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 居室はプライバシーの確保がされていれば、天井と壁との隙間は可。</li> <li>◇ 壁は、家具等のように可動のもので室内を区分しただけのものは不可。</li> <li>◇ 居室への入口が、複数の居室で共同であったり、カーテンなどで仕切られているに過ぎない場合は不可。</li> </ul> </div> </div>
共同生活室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 床面積は利用定員×2㎡以上を標準。</li> <li>・ 他のユニットの利用者が通過することなく施設内の他の場所に移動が可能であること</li> <li>・ 要介護者が食事や談話等をするのに適したテーブル、椅子等の備品</li> <li>・ 車椅子が支障なく通行できる形状が確保されていること</li> </ul>
洗面設備	居室に設けるのが望ましい(共同生活室に設ける場合は2箇所以上に分散)
便 所	